
証券監督者国際機構(IOSCO)第30回年次総会について

日証協 平 17.4.4～7

証券監督者国際機構(IOSCO)の第30回年次総会が、平成17年4月4日から7日までの間、スリランカのコロンボで開催された。IOSCOは、わが国の金融庁や米国証券取引委員会(SEC)といった世界各国の政府規制当局が中心メンバーとなっている国際機構で、毎年春にメンバーが年次総会を持ち回りで開催している。本来、規制当局の意見交換の場として誕生したが、90年代に入って、国際的に調和のとれた包括的な規制制度を維持し発展していくという観点から、本協会のような証券業協会や証券取引所などの自主規制機関が、協力会員としてこの会議に参加するようになった。

現在は、約110の国・地域から約180機関が会員となっている。そのうち、協力会員は、約30ヶ国からの約60機関で、自主規制機関(SRO)諮問委員会に属する。本協会は協力会員として、平成3年以降毎年、年次総会に参加している。

年次総会では、期間中に、代表委員会、理事会、専門委員会、新興国市場委員会、自主規制機関(SRO)諮問委員会といった主要な委員会が、それぞれの構成メンバーを対象にして開催される。また、会員以外の登録者も対象にしたパネル・ディスカッションも催されている。総会では、これまでにIOSCOが検討してきた各種の問題についてのレポートが公表されるとともに、決定された事項等については、最終日にコミュニケとして記者会見等で公表される。

今年の総会には、100を超える国・地域から400名以上が参加した。今年は、各委員会が会合を開催するとともに、4つの公開パネル・ディスカッション — 「格付機関の規制」、「急速に発展する経済の課題」、「金融アナリストの規制」、「ヘッジファンドの急展開する動き」 — が催された。

本協会が参加した自主規制機関(SRO)諮問委員会では、市場の新たな問題に対応するために情報交換を促進することや、新興市場国への知識移転を目的とした監督機関担当者向け研修の検討、投資家向け注意喚起の方策等について議論が行われた。

以下に、今年の年次総会で公表された活動内容の一部と自主規制機関(SRO)諮問委員会で協議された事項を簡単に紹介する。

1. 今年の年次総会での主な成果と今後の活動

エンロン・ワールドコム等企业不祥事を契機として、IOSCOはアナリスト、監査人、ディスクロージャー等多くの原則や報告書を公表してきた。今年の年次総会では、今後、これまでに公表した原則等をどのように実施していくか、その実現状況をどのように確認するか等にその活動の軸足を移していくこと等の優先課題について了承された。

また、IOSCOは、2002年、規制当局間の相互協力、情報交換を目的とした多国間MOU(証券

情報の取極)を作成し、これまでに 27 機関が調印している。今回の年次総会では、この多国間 MOU について、各国が 2010 年初までに署名するための要件を充足するための今後のスケジュールが承認された。その他にも、金融犯罪への取り組み、監査及びディスクロージャー、流通市場や市場仲介者に対する規制、エンフォースメント(執行)と情報交換等さまざまなテーマで議論が行われた。

また、今回の年次総会では 4 つの公開パネル・ディスカッションが開催された。

「格付機関の規制」をテーマとするパネル・ディスカッションでは、国際基準について活発な意見交換を行い、格付機関の規制に関連する諸問題を検討する場合、IOSCO が最近公表した「格付機関の基本行動規範」等の重要性が確認された。「急速に発展する経済の課題」をテーマとするパネル・ディスカッションでは、急成長する経済圏の投資家が国際資本市場に参入してきたことに伴い、投資家保護の観点からも投資家教育が不可欠であることが確認された。「金融アナリストに対する規制」をテーマとするパネル・ディスカッションでは、金融アナリストに対する一層の規制が必要かどうか等幅広い問題について議論された。「ヘッジファンドの急展開する動き」をテーマとするパネル・ディスカッションでは、ヘッジファンドに対する規制を導入すべきかどうかパネリスト間で意見が分かれた。

2. 自主規制機関(SRO)諮問委員会における主な審議事項

証券業協会や取引所などの自主規制機関がメンバーとなっている自主規制機関(SRO)諮問委員会(SROCC)は 4 月 5 日に会合を開催し、他の IOSCO 委員会の活動状況を聞いた後、主に次の事項を審議した。

(1)議長報告

流通市場の規制を担当する IOSCO 第二常設委員会(SC2)からの依頼に基づき、取引所の株式会社化に関して、SROCC メンバーがアンケートに対する回答を行ったことや、2004 年 10 月にニューヨークで開催された IOSCO 会合の時に SROCC 議長が IOSCO の他委員長と会談したこと等、2004 年アンマン総会後の SROCC の活動について報告された。そして、今後も、こうした活動を通じて他の IOSCO 委員会との関係強化を図っていくことが報告された。

(2)前回総会からの継続案件

倫理規範モデル

SROCC では投資サービス業における倫理規範案を作成したので、コメントがあれば各自提出することとなった。

アウトソーシング原則

アウトソーシングに関する IOSCO 原則の実施状況を確認するための雛形(Examination Protocol)を作成するために、SROCC が WG を立ち上げるのでメンバーを募集することとなった。

(3)新規案件

市場における問題を早期に発見するための取り組み(Ahead of the Curve WG)

各国の監督者では、市場において今後問題となりそうな新しい動きを早期に見つけ出すことに注力している。そこで、SROCCとしても、金融市場における新たな問題の芽を早期に見つけ出して対応するために、早期対応ワーキンググループ(Ahead of the Curve WG)を立ち上げることが提案され、メンバーを募集することとなった。

監督機関担当者向け研修(Regulatory Staff Training WG)

SROCC では、市場に対する規制や管理等に関して、新興市場国への知識移転を促進するための研修制度を検討してきたが、関係機関と協議を進めていく中で、検査官やアナリスト等の職員に対する研修のニーズが強いとの感触が得られた。このため、今後は、監督機関の職員を対象とした研修に重点を置くこととし、その詳細内容を検討するためのワーキンググループを立ち上げることとなった。WG メンバーを募集することとなった。

投資家向け注意喚起(Investor Alert)

金融犯罪がクロスボーダーに拡大する時代となり、それを防止するための投資家への注意喚起が重要となっている。そこで、こうした投資家向けに注意喚起を促すために IOSCO のウェブサイトにある SROCC のページを活用することを提案された。また、NASD のウェブサイトにある投資家への注意喚起(Investor Alert)というページでは、米国内だけでなく外国投資家にとっても役立つ情報があるので、今後、SROCC のページとこうしたページをリンクさせることも検討していくこととなった。

(4) その他

IOSCO の第二常設委員会(SC2)が行った過誤取引に関するアンケートや取引所の株式会社化に関するアンケートに対する SROCC メンバーの協力に感謝の意が表明された。また、投資家教育のための国際フォーラム(IFIE)が今年の2月に正式に設立されたことが紹介された。

なお、来年の IOSCO 年次総会は、6月に香港で開催される予定である。

以上